

第9章 教職実践演習について

1. 教職実践演習の趣旨、内容

2006年7月11日中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」の提言を受けて、2008年11月に教育職員免許法施行規則が改正され、「教職実践演習」が新設されました。その設置の趣旨は、次のように明記されています。

「教育職員免許法施行規則第2条第1項の表備考第10号」

「教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科及び教職に関する科目（教職実践演習を除く。）の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする。」

「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」より抜粋

「教職実践演習は、教職課程の他の科目の履修や教職課程外での様々な活動を通じて学生が身に付けた資質能力が、教員として最小限必要な資質能力として有機的に統合され、形成されたかについて、課程認定大学が自らの養成する教員像や到達目標等に照らして最終的に確認するものである。学生はこの科目の履修を通じて、将来、教員になる上で、自己にとって何が課題であるのかを自覚し、必要に応じて不足している知識や技能等を補い、その定着を図ることにより、教職生活をより円滑にスタートできるようになることが期待される。」

本学では、この「教職実践演習」に対応する科目として、4年次秋学期に「教職実践演習（中等）」（2単位）を開設し、演習形式の授業を行います。授業では、4年間の教職課程の履修や教育実習を全般的に振り返り、教員として求められる4つの事項（①使命感や責任感、教育的愛情に関する事項 ②社会性や対人関係能力に関する事項 ③幼児児童生徒理解や学級経営等に関する事項 ④教科・保育内容等の指導力に関する事項）をテーマに、各自の達成度や課題を洗い出し、不足している知識や技能を補うことで、教育現場で働くための最終準備を行います。

2. 「教職実践演習（中等）」を履修する場合の条件

4年次秋学期配当科目の「教職実践演習（中等）」を履修するには、当該科目を履修する学期に教員免許状を取得見込みであることが必要です。

ただし、当該年度に「教育実習（二）」を修得済みしくは修得見込みの者は、申し出により「教職実践演習（中等）」の履修を認めます。

（注）その他「教職実践演習（中等）」に関する事項は、別途、インフォメーションシステムやガイダンスを通じてお知らせします。